

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-4 姉妹都市・国際交流等の取扱い		関係項目		
調整方針		1 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。 2 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。				
現況						調整理由・課題
1 都市交流事業						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)姉妹都市締結		『逗子市』(神奈川県)と姉妹都市締結 ・昭和54年11月27日調印 ・「逗子花火大会」への関係者訪問及び町民の見学ツアー ・「逗子子ども体験教室」で逗子へ伊香保小6年生が訪問 ・「逗子市民まつり」への出店協力 ・「サマーアドベンチャー」で逗子市の中学生が来町。 ・「伊香保まつり」で逗子市関係者を招待		『白浜町』(千葉県)と姉妹都市提携 ・平成6年9月1日調印 ・子持村「白浜海女まつり」への村民見学ツアー ・「白浜町産業まつり」への出店協力 ・「菜の花マラソン大会」への参加 ・白浜町「子持村かえで祭り」への出店協力・町民見学ツアー ・「黒井峯遺跡マラソン」への参加 ・各教育委員会で実施する「青少年交流事業(中学生)」への相互参加		
(2)都市交流提携	『全国へそのまち協議会』に加盟する全国15市町村と交流 ・平成9.11設立 ・事務局：西脇市 ・年1回全国へそのまちサミット、年2回幹事会開催。観光物産フェア、西脇市空き店舗対策事業への出店。 『上尾市』(埼玉県)との交流 ・平成12.3覚書 ・農林課主催「親子ふれあい自然観察会」への参加	『世田谷区』(東京都)と都市交流 ・相互に「伊香保まつり」と世田谷区で行われる、「芦花まつり」への招待及び出店	『神津島村』(東京都)との交流 ・小学6年生を対象に交流事業を実施 ・小野上温泉まつりに物産店を出店			
1【調整理由】 ・これまでの経緯や実績から、当面は現行のまま継続し、新市において調整することが望ましい。 【課題】 ・交流都市が増加すること、また、交流内容に相違があることから、統一した内容で調整する必要がある。 2【調整理由】 ・これまでの経緯や実績から、当面は現行のまま継続し、新市において調整することが望ましい。 【課題】 ・姉妹都市等については、締結相手方との交流に関わる取り決め等が異なるため、改めて交流内容を検討する必要がある。 ・また、交流都市が多くなるため、改めて新市としての方針を検討する必要がある。 ・中学生海外派遣については、派遣制度が異なるため、地域性、公平性を考慮して内容を検討する必要がある。 ・外国人生活相談員等については、現行の制度、対応の内容及び言語の拡充について、検討が必要である。						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-4 姉妹都市・国際交流等の取扱い		関係項目			
現				況			
2 国際交流事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	調整理由・課題
(1) 姉妹都市等締結	『ローガン市』 (オーストラリア)と友好都市提携(平成8.4.17調印) 『フォリーニョ市』 (イタリア)と姉妹都市提携(平成12.5.23調印)	『アバノテルメ市』 (イタリア共和国ヴェネツト州パドヴァ県)と姉妹都市締結(平成5.3.31調印) 『ハワイ州ハワイ郡』 (アメリカ合衆国)と姉妹都市締結(平成9.1.22調印)					
(2) 中学生海外派遣等	中学生海外派遣事業 ・派遣先：ローガン市(オーストラリア) ・平成3年度～ ・人員：18人(引率者3人含む)(平成14年度実績) ローガン市生徒受け入れ ・平成5年度～5回受け入れ ・受入：生徒5人引率2人(平成14年度実績)	中学生海外派遣事業 ・派遣先：ハワイ郡ヒロ市(アメリカ合衆国) ・平成3年度～ ・人員：13人(引率者3人含む)(平成12年度実績)				中学生海外派遣事業 ・派遣先：ファカタネ市(ニュージーランド) ・平成4年度～ ・人員：12人(引率者2人含む)(平成14年度実績)	
(3) 外国人生活相談員等	外国人生活相談員1名 ・バンガラン人 ・1年目 ・バンガル語、英語						
3 先進地事例							
西東京市		あきるの市		かほく市			
姉妹都市については、合併後も継続する。		《姉妹都市》 (1) 志波姫町・大島町については、合併後も継続する。 (2) マールポロウ市については、合併後も継続して協議していく。 《国際交流事業》 合併後も秋川市の例により継続する。		1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容等については、新市において調整する。 3 国際交流員については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
甲賀地域合併協議会		周南市		対馬市			
(1) 姉妹都市については、それぞれの町の意向を尊重し、新市において速やかに検討します。 (2) 交流事業については、これまでの経緯を踏まえ新市において調整します。		《国際交流事業》 (1) 姉妹都市縁組 現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 国際交流事業 新市に移行後、速やかに調整する。 (3) 中学生等海外派遣事業 新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。		《国際交流(姉妹都市を含む)関係の取扱い》 ・ 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市移行後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する。 ・ 各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、国際交流の拡充に向け速やかに調整する。 ・ 協議会・協会等各種団体及び国際交流員等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、国際交流協会については、合併後速やかに統合できるよう努める。			